

令和8年度安全衛生目標

スローガン	「事前のリスクアセスメントを徹底し、災害を未然に防ぐとともに、安全で快適な職場環境づくりを構築！」
	<p>1. 墜落・転落災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none">1) 高さ2 m以上の作業場所には、技術基準に適合する足場等の作業床を設置し、安全に作業できる状態を確保すること。2) 高所において作業床を設けることが困難なときは、墜落制止用器具（安全带）取付設備を設置して、フルハーネスの使用を徹底し、墜落・転落防止を図ること。3) 移動はしごを使用する際には、確実に固定（人がしっかり支えることも可）して昇降し、墜落・転落防止を図ること。4) 脚立を使用する際には、開き止め金具をロックすると共に、天板上に立つ行為は厳禁とし、無理な姿勢をしないこと。5) 立ち馬を使用する際は、手がかり棒を持って昇降すること。 <p>2. 建設機械・クレーン等災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none">1) 作業条件、環境条件等の現地状況を確認し、その結果に沿った適切な機械を選定しリスク低減措置を盛り込んだ施工計画・作業手順書を作成して実施すること。2) 車両系建設機械を用いて作業する場合は、作業範囲内への立入禁止措置、監視人の配置等を徹底し、接触や巻き込まれ災害の防止を図ること。3) オペレータは運転席から見えない死角があることを強く認識し、操作は常に慎重に行い、巻き込まれ災害の防止に徹すること。4) クレーン機能付き車両系建設機械で吊り荷作業を行う場合は、確実にクレーンモードに切替え、吊り荷の下への立入禁止を徹底すること。 <p>3. 倒壊・崩壊災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none">1) 足場等の仮設構造物の組立ては、足場の倒壊、構造物の倒壊等の防止のため、作業の方法、順序等の作業計画を定め計画に従って組立てること。2) 足場及び型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を十分に設け、強風予想時には養生シートの取り纏めを徹底すること。3) 地山掘削作業（2m以上）では、地山掘削作業主任者を選任し、作業開始前及び作業中の地山変化の確認点検を徹底すること。 <p>4. 化学物質（有害物）を起因とする労働災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none">1) GHS分類のラベル表示がある物質を使用する際は、安全データシート（SDS）を確認し、化学物質のリスクアセスメントを実施して、関係者に周知すること。2) 化学物質管理者・保護具着用管理責任者を選任し、作業手順の精査、リスクアセスメントの実施、適切な保護具の選定を行い、災害発生防止に努めること。 <p>5. 労働者の特性等を考慮した快適な職場環境の形成</p> <ol style="list-style-type: none">1) 高年齢労働者と女性労働者の身体機能（骨密度・体幹等）や特性等を考慮した作業管理を行うと共に、つまずき・転倒災害防止のため、職場・現場の整理整頓に努めること。2) 作業場所に係る全ての労働者（一人親方も含む）に対して、災害防止に向けた必要な情報提供、教育・指導を確実に実施し、安全確保に努めること。 <p>6. 熱中症による労働災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none">1) WBGT値に基づく休憩時間の確保や、工程調整により炎天下での連続作業を避け、体調に異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、適切な措置を講じること。2) 昨今の気温上昇を鑑みて、熱中症は重症化のおそれがあることから、状況に応じてウェアラブルデバイスや空調服などを活用し、予防に努めること。